

高山市告示第185号

高山市企業DX伴走支援事業委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので、別紙のとおり告示する。

令和8年3月2日

高山市長 田 中 明

## 公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行います。  
つきましては、下記の要領でプロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付をします。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

高山市企業DX伴走支援事業委託（08商雇第7号）

#### (2) 業務目的

市では、生産年齢人口の減少などにより労働力不足が顕在化しており、労働力不足に対応するためには、さまざまな視点により多面的に取り組みをすすめていく必要がある。とりわけ、人口減少社会においては、生産性の向上や新たな価値の創造を目的とした企業DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進が重要になっている。

令和6年度より市内企業の経営者及びデジタル部門担当者を対象にITリスキリングセミナーを開催し、市内企業のデジタル化やDXによる経営革新を進めてきたが、DXをさらに力強く後押しするためには、個別・具体的な課題に対する伴走支援が必要である。

「DXに取り組みたいが何から始めたらよいかわからない」、「取り組みのリソースがない」といったDX初期段階にある市内企業に対して、デジタル技術等の導入に関するDX伴走支援を実施する。

また、DXによる業務効率化の成功事例の横展開により、デジタル活用に対する市内の前向きな気風を醸成し、市内企業の生産性の向上を促進するとともに、市内産業の発展を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

「高山市企業DX伴走支援事業委託仕様書」参照

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

#### (5) 契約限度額

8,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加要件

公募型プロポーザルに参加するために必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

- (1) 参加資格審査申請締切日以前において、高山市競争入札参加者資格審査要綱（平成28年高山市告示第217号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿の「物品・委託等」において登録されている者であること。

- (2) 告示の日から契約締結の日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成6年3月29日決裁）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加資格審査申請書類提出期間最終日の正午時点において、高山市税・高山市公共料金について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

なお、上記(4)～(6)については参加資格審査申請書の提出をもって宣誓・同意したものとし誓約事項に虚偽の内容があつた場合等は関係法令等に従い、解除その他処置を行うものとする。

- (7) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。

なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加資格審査申請書の提出をもって誓約・同意したものとする。

### 3 公募型プロポーザル参加者を選定するための基準

高山市競争入札参加資格者審査要綱第10条の規定を準用する。また、「高山市企業DX伴走支援事業委託プロポーザル審査要領」に基づき選定する。

### 4 業務担当部署

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地  
高山市商工労働部 雇用・産業創出課  
電話番号0577-35-3182

### 5 参加資格審査申請書類の交付方法等

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで

#### (2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した参加資格審査申請書類をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合には、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで

※受付は、土日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 交付場所

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市財務部契約管財課契約検査係

電話番号0577-35-3186

6 参加資格審査申請の方法等

参加希望者は、以下に定める参加資格審査申請書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

なお、参加資格審査申請書類は、持参又は郵送による提出とする。

(1) 参加資格審査申請書類

公募型プロポーザル参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 提出期間及び提出場所

ア 提出期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで（※必着）

※受付は、土日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 提出場所

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市財務部契約管財課契約検査係

電話番号0577-35-3186

(3) 公募型プロポーザル参加資格の確認及び結果の通知

参加資格審査申請書類により参加資格審査を行い、結果は様式第2号により、令和8年4月17日までに通知する。

(4) 非選定の通知を受けた者は令和8年4月22日までに、様式第3号により非選定理由について説明を求めることができる。回答は請求を受けた日から3日以内に行う。

## 7 実施要領および仕様書の交付等

### (1) 交付期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで

### (2) 交付方法

高山市ホームページ上に掲載した実施要領、仕様書をダウンロードすることにより交付する。

### (3) その他

高山市ホームページによる交付が受けられない場合は、次により交付する。

#### ア 交付期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで

※受付は、土日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

#### イ 交付場所

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市商工労働部 雇用・産業創出課

電話番号0577-35-3182

## 8 企画提案書の受付等

参加を希望する者は、企画提案書を作成し事前に提出しなければならない。なお、企画提案書については持参又は郵送による提出とする。

### (1) 企画提案書の内容等

「高山市企業DX伴走支援事業委託プロポーザル実施要領」による。

### (2) その他

#### ア 提出期間

告示の日から令和8年4月10日 正午まで

※受付は、土日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

#### イ 提出場所

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市商工労働部 雇用・産業創出課

電話番号0577-35-3182

## 9 審査方法

「高山市企業DX伴走支援事業委託プロポーザル審査要領」による。

## 10 その他

この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び高山市契約規則（昭和39年高山市規則第24号）、「高山市企業DX伴走支援事業委託プロポーザル実施要領」の定めるところによる。

別添

## 暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、高山市の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、管轄する警察署に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、参加資格審査申請書の提出をもって誓約いたします。